ACSES ニュースレター_１９７２号（2020 年 10 月 31 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で重傷事故(自転車)及び介護ベッド用手すりについての注意喚起等〈消費者庁〉
・小学校の給食で 105 人が食中毒 東京・中野、重症者なし〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・有限会社ヨシモリにおける牛の個体識別番号の不適正表示に対する措置について〈農林水産省〉
・購入バッテリーから出火　自宅火災の男性がアマゾン提訴　「出品審査義務果たさず」〈新聞報道〉
・「悪質な海外ウェブサイト一覧」を更新しました！〈消費者庁〉
・「SNSを活用した消費生活相談の試行」について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２０８報）〈厚生労働省〉
・国際原子力機関（IAEA）との共同事業の一環として実施する水産物採取について〈農林水産省〉
・福島原発、事故後の労災 269 件 過労死やがん、14 年度ピーク〈Web 報道〉
[原子力施設全般]
・規制委、原電の適性検査へ　福井・敦賀原発２号機、データ書き換え受け〈新聞報道〉
[大災害対策]
・気象庁が大規模組織改編　「防災監」新設、災害対応を強化〈Web 報道〉
[大震災対策]
・11月5日に緊急地震速報の訓練を行います～訓練参加機関をお知らせします～〈消防庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇治療薬、検査薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 冷凍保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 82 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 178 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料取締法施行令第一条の二の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件等の一部を改正する件（農林水産省告示第 2126 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇オランダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉

白蝶草（ハクチョウソウ、ガウラ）

[7] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 89 号）〈官報〉
◇食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者の公表〈農林水産省〉
[8] 環境安全関係
◇（仮称）あわら風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇環境破壊が動物由来の感染症招く　コロナの損害 16 兆ドル試算〈Web 報道〉
[9] 調査、公募、意見募集等
[統計資料]
◇輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第 258 号）〈官報〉
[白書]
◇「令和２年版　過労死等防止対策白書」を公表します
　～過労死等の実態把握のために行った、労災認定事案や疫学研究の分析などについて報告～〈厚生労働省〉
[報告書]　　３件
[10] その他省庁発表　　11 件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　11 件　　[開催記録、報告、資料等]　　４件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇日本学術会議　任命拒否問題
〇マスコミ報道　見出し

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021866/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201029_01.pdf
　　生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：57 件
　　うち重大事故等として通知された事案：27 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021865/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201029_02.pdf
　　1.事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2.リコール・自主回収情報:12件、3.食中毒情報：15件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で重傷事故(自転車)及び介護ベッド用手すりについての注意喚起等

＜消費者庁　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021890/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201030_01.pdf
特記事項:
・ブリヂストンサイクル株式会社が輸入した自転車のリコール(無償点検・改修)
・介護ベッド用手すりについての注意喚起
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちカセットこんろ１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：５件
（うち冷水筒１件、靴（軽登山用）１件、自転車１件、プリンター（複合機）１件、
バッテリー（リチウムイオン）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：13 件
（うちデスクトップパソコン１件、充電器１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、
送風機（携帯型）１件、電気ポンプ１件、電気掃除機（充電式、スティック型）１件、
光回線終端装置（パソコン周辺機器）１件、自転車２件、電動アシスト自転車３件、
介護ベッド用手すり１件）

・小学校の給食で 105 人が食中毒 東京・中野、重症者なし
＜共同通信　2020 年 10 月 30 日＞
重症者はおらず、既に全員が回復。患者の便からは食中毒の原因となる細菌のカンピロバクターが検出。
カンピロバクター：家畜や野生動物の腸の中などに存在。熱や乾燥に弱い。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について
＜環境省　2020 年 10 月 29 日＞　http://www.env.go.jp/press/108592.html
http://www.env.go.jp/press/files/jp/114972.pdf
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和２年10月29日に行い、判定結果を機構に通知しました。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）
医療費等の申請に係る 92件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 13件について医学的判定を行いました※１ 。
これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※１　うち 26件（医療費等：21件、特別遺族弔慰金等：5件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

・有限会社ヨシモリにおける牛の個体識別番号の不適正表示に対する措置について
＜農林水産省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/201030.html
農林水産省九州農政局は、有限会社ヨシモリ（大分県大分市緑が丘二丁目 27 番 25 号。法人番号 4320002007172。以下「ヨシモリ」という。）が、特定牛肉に事実と異なる牛の個体識別番号を表示して販売していたことを確認しました。
このため、本日、ヨシモリに対し、牛トレーサビリティ法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について勧告を行いました。

・購入バッテリーから出火　自宅火災の男性がアマゾン提訴　「出品審査義務果たさず」＜毎日新聞　2020 年 10 月 29 日＞
インターネット通販大手アマゾンを利用し、中国の業者から購入したバッテリーが発火して自宅が燃えたのは

アマゾン側が販売業者や商品の審査を怠ったためとして、宇都宮市の会社員、加藤尚徳（なおのり）さん（34）が 29 日、アマゾンの米国本社と日本法人に 30 万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。

・「悪質な海外ウェブサイト一覧」を更新しました！

＜消費者庁　2020 年 10 月 30 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/#m03

・「SNS を活用した消費生活相談の試行」について

＜消費者庁　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021801/

消費者庁新未来創造戦略本部では、コミュニケーションツールとして定着している SNS を活用した消費生活相談の在り方を検討しております。

今般、徳島県及び広島市において、無料通信アプリ「LINE」を活用した消費生活相談窓口を試験的に開設し、相談を受け付けることとなりましたので、お知らせします。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２０８報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14363.html

１　自治体の検査結果

岩手県、仙台市、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、川越市、東京都、文京区、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・国際原子力機関（IAEA）との共同事業の一環として実施する水産物採取について

＜農林水産省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kenkyu/201030.html

国際原子力機関（IAEA）は、令和２年 11 月 16 日（月曜日）から 20 日（金曜日）まで、福島県沖の水産物の採取及び前処理の確認を実施します。

なお、採取等には新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、IAEA に代わって、IAEA から付託された国内の独立した環境放射能の専門家２名が参加します。

一連の行程は非公開です。ただし、一部の行程のみ撮影が可能です。

国際原子力機関（IAEA）は、令和２年 11 月 16 日（月曜日）から 20 日（金曜日）まで、福島県沖の水産物の採取及び前処理の確認を実施します。

なお、採取等には新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、IAEA に代わって、IAEA から付託された国内の独立した環境放射能の専門家２名が参加します。

一連の行程は非公開です。ただし、一部の行程のみ撮影が可能です。

概要

我が国では、海洋モニタリングデータの信頼性、透明性の向上のため、国際原子力機関（IAEA）環境研究所との協力により、平成 27 年から福島県沖の水産物の採取、分析を実施しています。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、IAEA から付託された国内の独立した環境放射能の専門家２名が IAEA に代わって参加し、試料の採取及び前処理を確認することになりました。

試料採取及び前処理の後は、従来どおり IAEA 及び日本の各参加分析機関が分析を行い、IAEA が測定結果の信頼性評価を行います。

この事業は、福島第一原子力発電所の廃炉について、平成 26 年に IAEA がとりまとめた報告書（注１）に記載された海洋モニタリングに関する助言のフォローアップとして開始されたプロジェクトの一環です。

（注１）IAEA INTERNATIONAL PEER REVIEW MISSION ON MID-AND-LONG-TERM ROADMAP TOWARDS THE DECOMMISSIONING OF TEPCO'S FUKUSHIMA DAIICHI NUCLEAR POWER STATION UNITS 1-4 (Second Mission)
(https://www.iaea.org/sites/default/files/IAEAfinal_report120214.pdf)

・ＩＡＥＡ 福島第１原発周辺の海水を調査へ
ＩＡＥＡ（＝国際原子力機関）は、福島第１原発周辺の海水調査を来月行うことを明らかにしました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今年は海外の専門家は調査に加わらないとしています。
ＩＡＥＡによる海水調査は、２０１４年からすでに９回行われていて、今回は来月４日から２週間にわたって実施されます。調査では、水質に加えて海底にある土壌や魚への影響も調べる予定です。
これまではＩＡＥＡが委託した国際的な専門家が調査を実施してきましたが、新型ウイルスの影響で今年は日本の専門家に調査を委託することになりました。日本政府とは独立した立場で調査を行った上で、結果を直接ＩＡＥＡに報告するということです。
福島第１原発では、放射性物質を含む汚染水を特殊な装置で処理し、「処理水」は原発施設の敷地内にあるおよそ１５００基のタンクに貯蔵されています。
しかし、地下水や雨水などはそのまま海に流れていることから、日本政府は、原発付近に汚染が広がっていないことを国内外に示す目的で、ＩＡＥＡの調査を定期的に受け入れていました。
日本政府は、敷地内に溜まり続ける処理水を海に流す方針ですが、韓国政府は処理水の扱いについて、日本側の説明やデータが足りないとして放流について懸念を表明、ＩＡＥＡに対してより強い介入を求めています。また、中国も今月１７日にこの問題に触れ、「周辺国と十分に協議して、慎重に進めてほしい」と事前協議を求めました。
今回のＩＡＥＡの調査は日本政府の要請に基づいて行われるもので、日本としては国際機関に安全の「お墨付き」をもらうと同時に、改めて、国内外に処理作業の安全性をアピールする狙いもありそうです。＜NNN　2020 年 10 月 31 日＞

・福島原発、事故後の労災 269 件 過労死やがん、14 年度ピーク
2011 年の東京電力福島第 1 原発事故の後、復旧や廃炉などに関連した作業に携わった作業員らの労災認定が、今年 10 月 1 日までの 9 年半余りで 269 件に上ることが 29 日、厚生労働省への取材で分かった。年度別では汚染水対策の本格化に伴い事故が相次いだ 14 年度の 58 件が最多。その後減ったが、おおむね 20 件前後で推移する。被ばくによるがんや過労死が理由の認定もあり、作業員が厳しい環境で働く実態が浮き彫りになった。
東電によると、11～19 年度、作業中の事故などで 3 人が死亡、熱中症も頻発している。来年 3 月で事故から 10 年となるが、廃炉に向けた作業は今後も長期にわたる。＜共同通信　2020 年 10 月 29 日＞

[原子力施設全般]
・規制委、原電の適性検査へ　福井・敦賀原発２号機、データ書き換え受け＜毎日新聞　2020 年 10 月 29 日＞

[大災害対策]
・気象庁が大規模組織改編　「防災監」新設、災害対応を強化＜共同通信　2020 年 10 月 29 日＞

[大震災対策]
・11月5日に緊急地震速報の訓練を行います
～訓練参加機関をお知らせします～
＜総務省消防庁　2020 年 10 月 29 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/845de3e048a32d07ff39714fbedc95e1338e3bb8.pdf
津波防災の日である令和２年11月５日（木）に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

１．訓練参加機関

緊急地震速報の訓練を実施する予定の機関等は次のとおりです。訓練参加機関の詳細は別紙１を御参照ください。
（１）地方公共団体： 都道府県：47団体、市区町村：1,739団体(不参加:福井県越前町及び岡山県津山市)
このうち行動訓練や情報伝達訓練を実施する団体：1,109団体
1,109団体のうちＪアラートを活用し住民への情報伝達手段を起動させる団体：909団体
（２）国の機関：中央省庁：19府省庁
地方支分部局等：896組織
（３）緊急地震速報の訓練報を配信する事業者：７事業者
（４）民間企業、各種団体等：753団体
２．訓練に関する留意事項
・気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」といいます。）の配信を急きょ中止する場合があります。なお、中止を決定した場合には、速やかに気象庁ホームページ等でお知らせします。
・気象庁からの訓練報を利用しない機関では、10時00分頃以外の任意の時間に訓練が実施される場合があります。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年10月30日版）
＜厚生労働省　2020年10月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wLvymROXJfQV71pY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020年10月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xr30nxWRI_IT7FxY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10月28日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020年10月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14510.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2020年10月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7JBQ5pXEWnh-77ZY

◇マスコミ報道　見出し

・欧州、コロナ感染死急増　入院数、春のピーク越えも＜共同通信　2020年10月30日＞
・コロナ感染者、国内10万人超　クラスター発生、微増続く＜共同通信　2020年10月29日＞
・コロナ死者数に地域差　大幅減の東京、冬に不安の兆しも＜朝日新聞　2020年10月29日＞

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2020年10月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3aHjGIPjYNNtOodY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020年10月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0q7sF4zsb9xiMQhY
・「関連情報」の「病床・宿泊療養施設確保計画」、「アンケート結果」を更新しました
＜厚生労働省　2020年10月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9orIM6jIS_hGFexY
・接触確認アプリ利用者向けＱ＆Ａを更新しました
＜厚生労働省　2020年10月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4pnQuzG1B9Y3yLhY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2020年10月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J94zFriSgEsMi261Y
・10/31はハロウィンです。「ハロウィンでの感染防止策について」を掲載しました
＜厚生労働省　2020年10月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xL_2nReTIfAR6F5Y

◇治療薬、検査薬等
・新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-YXHPKfHRPdJGqNY
・新型コロナウイルスワクチンの供給に係るモデルナ社及び武田薬品工業株式会社との契約締結について
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7ZHTKLPTUONdC7dY
・同時流行に備え検査能力拡充へ＜NHK　2020 年 10 月 30 日＞
・新型コロナ　ワクチン供給、２５００万人分契約　厚労省・３社目＜毎日新聞　2020 年 10 月 30 日＞
　　米バイオテクノロジー企業モデルナが開発中の新型コロナウイルス感染症のワクチン

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(10/30 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(10/21 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 10 月 21 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
・武庫川女子大、PCR センター設置へ　学生・教職員向け＜朝日新聞　2020 年 10 月 30 日＞

◇マスコミ報道　見出し
・禁じ手のロックダウン、欧州で再び　ほかに打つ手ない仏＜朝日新聞　2020 年 10 月 30 日＞
・新型コロナ　冬に医療逼迫、懸念　感染者１０万人　地方の病床不足＜毎日新聞　2020 年 10 月 30 日＞
・海外出張者の帰国後待機を免除へ＜共同通信　2020 年 10 月 30 日＞
****

[3] 冷凍保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 82 号）
　　［官報］　令和 2 年 10 月 30 日　号外　第 227 号　119～122 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030g00227/20201030g002270119f.html

○経済産業省令第 82 号
　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
　　令和 2 年 10 月 30 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志
　　冷凍保安規則等の一部を改正する省令
第一条　次に掲げる省令の規定中「目視」を「目視等」に改める。
　一　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二
　二　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二
　三　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第一（第一項第一号を除く。）、別表第二及び別表第三
　四　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第三（第一項第一号を除く。）及び別表第四
　（冷凍保安規則の一部改正）
第二条　冷凍保安規則の一部を次のように改正する。
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
別表第一（第二十五条関係）	別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
１　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合	
一　第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	一　冷凍設備の圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する。
二～十九［略］	二～十九［略］
２　［略］	２　［略］
［略］	

様式第43の２（第62条の２関係）

［略］

備考　１・２　［略］

［削る］

検査項目	完成検査の方法
１　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合	
一　第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	一　冷凍設備の圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を目視により検査する。
二～十九［略］	二～十九［略］
２　［略］	２　［略］
［略］	

様式第43の２（第62条の２関係）

［略］

備考　１・２　［略］

３　［　］内は、該当する一機関名を記載すればよい。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（協会等による調査の申請等） **第八十七条**　［略］ ２～４　［略］ ５　前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあっては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類を添えることを要しない。 ６・７　［略］	（協会等による調査の申請等） **第八十七条**　［略］ ２～４　［略］ ［新設］ ５・６　［略］
（施設の追加） **第九十条**　［略］ ２　認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあっては、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安	（施設の追加） **第九十条**　［略］ ２　認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加をする場合にあっては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項の規定を準用する。ただし、認定保安検査事業

検査事業者である場合にあっては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。	者である場合にあっては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。
別表第一（第三十六条第一項関係） 検査項目 ／ 完成検査の方法 １　製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一　第六条第一項第一号の境界線及び警戒標 ／ 一事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する 二～六十二　［略］ ／ 二～五十四　［略］ ２～４　［略］ ／ ［略］ ［略］	**別表第一**（第三十六条第一項関係） 検査項目 ／ 完成検査の方法 １　製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一　第六条第一項第一号の境界線及び警戒標 ／ 一事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する 二～六十二　［略］ ／ 二～五十四　［略］ ２～４　［略］ ／ ［略］ ［略］
様式第 51（第 87 条関係） ［略］ 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること ［削る］	**様式第 51**（第 87 条関係） ［略］ 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること ２　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条　一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
別表第一（第三十五条第一項関係） 検査項目 ／ 完成検査の方法 １　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮	**別表第一**（第三十五条第一項関係） 検査項目 ／ 完成検査の方法 １　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮

改正後	改正前
水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一　第六条第一項第一号の境界線及び警戒標	水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一　第六条第一項第一号の境界線及び警戒標
一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表、別表第二及び別表第三において「目視等」という。）により検査する。	一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。
二～六十二　［略］	二～六十二　［略］
２～８　［略］	［略］
［略］	［略］

様式第 14（第 31 条、第 32 条関係）

［略］

備考　1・2　［略］

［削る］

3　［略］

様式第 51（第 98 条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

［削る］

様式第 14（第 31 条、第 32 条関係）

［略］

備考　1・2　［略］

3　（　）内は、該当する一機関名を記載すればよい。

4　［略］

様式第 51（第 98 条関係）

［略］

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

2　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条　コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第三（第十九条関係）	**別表第三**（第十九条関係）
検査項目	検査項目
1　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一　第五条第一項第一	1　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一　第五条第一項第一
完成検査の方法	完成検査の方法
一　事業所の境界線の明示	一　事業所の境界線の明示

号の境界線及び警戒標 二～七十四　［略］ ２～９　［略］	及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第四において「目視等」という。）により検査する。 二～七十四　［略］ ［略］
号の境界線及び警戒標 二～七十四　［略］ ２～９　［略］	及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。 二～七十四　［略］ ［略］

様式第30（第44条関係） ［略］ 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること ［削る］	様式第30（第44条関係） ［略］ 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること ２　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

［4］*健康安全*

◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第178号）

［官報］　令和２年10月30日　本紙　第364号　8～9頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030h00364/20201030h003640008f.html

○厚生労働省令第178号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三十条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年10月30日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十一条の九　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所 二～五　（略） ２　（略）	第十一条の九　死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号 二～五　（略） ２　（略）
第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所	第十一条の十　法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　死亡した者の氏名、死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二～四　（略）	二～四　（略）
２　（略）	２　（略）
第十一条の十六　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。	**第十一条の十六**　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。
一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所	一　死亡した者の氏名、死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号
二・三　（略）	二・三　（略）
２　（略）	２　（略）
第十一条の十七　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。	**第十一条の十七**　令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。
一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所	一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号
二　（略）	二　（略）
三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名及び生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日	三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名及び生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日
２　（略）	２　（略）
第十一条の二十　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。	**第十一条の二十**　令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。
一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所	一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号
二～四(略)	二～四(略)
２　（略）	２　（略）
第十一条の二十一　令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。	**第十一条の二十一**　令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。
一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所	一　死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号
二　（略）	二　（略）
三　予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日	三　予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びにその者が死亡した年月日
２　（略）	２　（略）
第十一条の二十三　未支給の給付を受けようとする者	**第十一条の二十三**　未支給の給付を受けようとする者

は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名及び生年月日 二～四　（略） ２～３　（略）	は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。 一　給付を受けることができた者で死亡したもの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号 二～四　（略） ２～３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] *肥料*

◇肥料取締法施行令第一条の二の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件等の一部を改正する件（農林水産省告示第2126号）

［官報］　令和2年10月30日　号外　第228号　76頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030g00228/20201030g002280076f.html

○農林水産省告示第2126号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十五号（肥料取締法施行令第一条の二の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

第一　昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十五号（肥料取締法施行令第一条の二の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件）の一部を次のように改正する。表中「肥料取締法施行令第一条の二」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条」に改める。

第二　昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十六号（肥料取締法施行令第七条の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件）の一部を次のように改正する。

表の一の項区分の欄中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「第七条第三号」を「第十条第三号」に改める。

表の二の項区分の欄中「第七条第六号」を「第十条第六号」に改める。

表の三の項区分の欄中「第七条第七号」を「第十条第七号」に改める。

表の四の項区分の欄中「第七条第八号」を「第十条第八号」に改める。

第三　昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十七号（肥料取締法施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件）の一部を次のように改正する。

表の一の項区分の欄中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

表の三の項区分の欄中「第二条の二第三号」を「第二条の二第四号」に改める。

表の四の項区分の欄中「第二条の二第四号」を「第二条の二第五号」に改める。

表の五の項区分の欄中「第二条の二第五号」を「第二条の二第六号」に改める。

表の六の項区分の欄中「第二条の二第六号」を「第二条の二第七号」に改める。

表の七の項区分の欄中「第二条の二第八号」を「第二条の二第九号」に改める。

第四　昭和五十九年十月一日農林水産省告示第二千一号（地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する

表の令第二号のパークたい肥の項基準の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第一条の二」を「第一条」に改める。

第五　昭和五十九年十月一日農林水産省告示第二千二号（土壌改良資材品質表示基準）の一部を次のように改正する。

別表の備考中「肥料取締」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第六　昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の一部を次のように改正する。

一の(1)の表被覆窒素肥料の項その他の制限事項の欄中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「第一条第一号ホ」を「別表第一号ホ」に改める。

五の(1)の表熔成複合肥料の項及び化成肥料の項肥料の種類の欄中「第一条の三」を「第一条」に改める。

五の(2)の表家庭園芸用複合肥料の項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附の三中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第七　昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十七号(肥料取締法施行規則第一条の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件)の一部を次のように改正する。

本則中「肥料取締法施行規則第一条」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二第一項」に改める。

第八　平成十三年五月十日農林水産省告示第六百四十三号(肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件)の一部を次のように改正する。

第一項中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第六項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第九項第三号中「第一条の二各号」を「第一条各号」に改める。

第九平成二十六年七月二日農林水産省告示第八百七十五号(肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件)の一部を次のように改正する。

本則中「肥料取締法施行規則第一条第一号ホ」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホ」に改める。

第十　平成二十六年九月一日農林水産省告示第千百四十五号(肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、午、めん羊、山羊及び鹿による午等由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件)の一部を次のように改正する。

第一項中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「第一条第一号ホ」を「別表第一号ホ」に改める。

第二項中「第一条第一号ホ」を「別表第一号ホ」に改める。

第三項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則第二項中「第一条第一号ホ」を「別表第一号ホ」に改める。

第十一　平成二十八年十二月十九日農林水産省告示第二千五百三十一号(肥料取締法施行規則第一条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件)の一部を次のように改正する。

本則中「肥料取締法施行規則第一条第一号ハ」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ハ」に改める。

第十二　平成二十八年十二月十九日農林水産省告示第二千五百三十二号(肥料取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する石灰質肥料を定める件)の一部を次のように改正する。

「肥料取締法施行規則第一条第二号」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第二号の表第一項」に改める。

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

****

[6] ***<u>食品安全衛生関係</u>***

◇<u>オランダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について</u>

＜農林水産省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201030.html

オランダのヘルダーラント州（province of Gelderland）に位置する肉用種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の発生が確認された旨、オランダ家畜衛生当局から情報提供がありました。

オランダ家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和２年10月30日（金曜日）、以下のとおりオランダからの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました。

****

[7] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第89号）

［官報］ 令和２年10月30日　本紙　第364号　12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030h00364/20201030h003640012f.html

---

◇食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者の公表

＜農林水産省　2020年10月30日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201030.html

農林水産省は、本年10月30日の「全国一斉商慣習見直しの日」に向け、商慣習見直しに取り組む事業者を調査・募集しました。今般、10月末時点の取組事業者名と取組内容をまとめましたので、公表します。

****

[8] ***環境安全関係***

◇（仮称）あわら風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020年10月29日＞　http://www.env.go.jp/press/108576.html

◇環境破壊が動物由来の感染症招く　コロナの損害16兆ドル試算＜共同通信　2020年10月29日＞

農地開発や森林破壊といった土地の改変、野生生物の取引と消費などが、新型コロナウイルスのような動物由来感染症がまん延するリスクを拡大させており、次のパンデミック（世界的大流行）を防ぐには根本的な政策転換が必要だとする報告書を、生物多様性に関する国際科学組織が29日、発表した。

この組織は、日本など約130カ国が参加する「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」。

報告書は、新型コロナウイルスによる世界の経済的な損失は、7月までの段階で8兆～16兆ドル（約830兆～1660兆円）に達すると試算した。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[統計資料]

◇輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第258号）

［官報］ 令和２年10月30日　号外　第228号　45～55頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201030/20201030g00228/20201030g002280045f.html

○財務省告示第258号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和２年10月30日　　財務大臣　　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後			改　正　前		
輸出統計品目表 ―関係分のみ抽出記載―			輸出統計品目表 ―関係分のみ抽出記載―		
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位

			Ⅰ	Ⅱ
(略)				
21.01～ 21.05 21.06   2106.10 2106.9

		包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30. 05 項又は第30. 06 項の物品を除く。)		
3004.10 ～ 3004.39		［略］ ーその他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)		
3004.41	000	一一エフェドリン又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
3004.42	000	一一プソイドエフェドリンＯＮＮ）又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
3004.43	000	一一ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
3004.49 ～ 3004.90		［略］		
30.05		［略］		
30.06		［略］		
［略］				

		包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30. 05 項又は第30. 06 項の物品を除く。)		
3004.10 ～ 3004.39		［同左］ ーその他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)		
3004.41	000	一一エフェドリン又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
	010	一一一小売用の形状又は包装にしたもの		KG（I・I）
	090	一一一その他のもの		KG（I・I）
3004.42		一一プソイドエフェドリンＯＮＮ）又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
	010	一一一小売用の形状又は包装にしたもの		KG（I・I）
	090	一一一その他のもの		KG（I・I）
3004.43		一一ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		KG（I・I）
	010	一一一小売用の形状又は包装にしたもの		KG（I・I）
	090	一一一その他のもの		KG（I・I）
3004.49 ～ 3004.90		［同左］		
30.05		［同左］		
30.06		［同左］		
［同左］				

［白書］

◇「令和２年版　過労死等防止対策白書」を公表します

～過労死等の実態把握のために行った、労災認定事案や疫学研究の分析などについて報告～

＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d45jRujC0Btc2yrlY

政府は、本日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和元年度　我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和２年版過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法の第６条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。５回目となる今回の白書のポイントは以下のとおりです。

厚生労働省では、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向け、引き続き過労死等防止対策に取り組んでいきます。

※「過労死等」とは(1)業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
(2)業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
(3)死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

「令和２年版　過労死等防止対策白書」の主なポイント

１．　過労死等の実態把握のための調査研究として行った、労災認定事案の分析、企業の労働者等に対するアンケート調査結果、疫学研究等の分析について報告。

２．　長時間労働の削減やメンタルヘルス対策、国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、昨年度の取組を中心とした労働行政機関などの施策の状況について詳細に報告。

３．　企業や民間団体などでのメンタルヘルス対策や勤務間インターバル制度の導入など、過労死等防止対策のための取組事例をコラムとして多く紹介。

なお、「過労死等防止対策白書」は、厚生労働省ホームページの下記ＵＲＬからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html

・「過労自殺」60%は医療機関の受診歴なし ストレス早期把握を

ことしの過労死白書が 30 日、公表されました。「過労自殺」と認められたケースを分析した結果、およそ 60%は医療機関の受診歴がなかったことがわかり、厚生労働省は仕事上のストレスなどを早期に把握し対応する体制作りが求められていると指摘しています。

30 日、閣議決定されたことしの「過労死白書」では、平成 22 年度から 8 年間に長時間労働や仕事上の強いストレスなどから脳や心臓の病気、うつ病などになったとして労災と認められたおよそ 5800 のケースを分析しました。

このうち脳や心臓の病気となった要因を労働時間以外でみると

▽「拘束時間の長い勤務」が 30.1%、

▽「交代勤務・深夜勤務」が 14.3%、

▽「精神的緊張を伴う業務」が 11.4%などとなっています。

また、平成 27 年度から 2 年間に「過労自殺」と認められた 167 件を分析したところ、

▽51.5%は発病から死亡までの日数が 29 日以下で、

▽60.5%は医療機関の受診歴がありませんでした。

職種別でみると、

▽専門的・技術的職業が 40.1%と最も多く次いで、

▽管理的職業が 15%でした。

厚生労働省は、「精神的な緊張を伴う業務がほかの職種に比べて多い可能性があり、引き続き分析を進めたい。仕事上のストレスを早期に把握し対応する体制作りが求められている」と指摘しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が労働時間に与える影響をことし 3 月から 5 月まで調査し 1 週間に働いた時間が 80 時間以上の労働者の割合をまとめました。

それによりますとすべての業種の平均ではいずれの月も去年を下回りましたが、「医療・福祉」と「運輸業・郵便業」は 3 月と 4 月が去年を上回りました。

このうち、「運輸業・郵便業」は 3 月は 2.01%と去年の 1.78%より増加していて、過労死ラインと呼ばれる 1 か月の残業が 80 時間を超えるペースで働く人が増えたことがわかりました。＜NHK　2020 年 10 月 30 日＞

[報告書]

◇日本における医療情報システムの標準化に係わる実態調査研究業務等の報告書
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t06_tFo3tbt1jNwlY

◇諸外国における医療情報連携ネットワーク調査報告書
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AfgJAuyBAw3DOmmTY

◇諸外国における医療情報の標準化動向調査報告書
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzLDyCZLyccJ8KJZY
****
[10] *その他省庁発表*
◇令和３年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和２年４月分）
＜文部科学省　2020 年 10 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvSacu54jgxrQbN

◇令和３年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和２年６月分）
＜文部科学省　2020 年 10 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvSacu54jgxrQbO

◇令和３年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和２年８月分）
＜文部科学省　2020 年 10 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afvSacu54jgxrQbQ

◇上智大学とハローワーク新宿が全国で初となる「外国人留学生の就職支援のための連携協定」を締結します
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0KviiQOHNeQF-UpY

◇「霞が関版２０％ルール」の試行的実施について
＜環境省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108595.html
　環境省の「選択と集中」実行本部において導入することとされた「霞が関版２０％ルール」について、本日から、環境省において試行的に実施することとしましたのでお知らせします。 .
　本日、試行的に開始する「霞が関２０％ルール」は、業務時間の２０％までを、所属課室の担当業務以外の環境政策に寄与する活動に充てることができるようにするための仕組みです。これによって、新たな政策分野の開拓や、課室の枠を超えたプロジェクトの推進、専門性と熱意を活かした働き方などが可能となります。
　多様な働き方が拡がることにより、職員の意欲も高まり、既存の組織の枠にとらわれることなく柔軟でクリエイティブな発想で新たな政策を実現していくことにつながると考えています。
※下記の資料については別添のとおりです。
（資料１）「霞が関版２０％ルール」概要.
（資料２）「霞が関版２０％ルール」の試行的実施について.

◇11 月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J94zFriSgEsMi361Y

◇11 月はテレワーク月間です～テレワーク導入を促進するためのオンラインセミナーやイベントを開催～
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6JPasTu_Ddw9wDJY
＜経済産業省　2020 年 10 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030008/20201030008.html?from=mj
----
◇11 月は「外国人労働者問題啓発月間」です
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h36TthgyIOusK8IVY

◇世界エイズデーに向けた普及啓発イベントを実施します
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qHogwmNP-4P88BY
■世界エイズデーとは
　世界保健機関（WHO）は、1988 年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12 月１日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。
　我が国としても、その趣旨に賛同し、毎年 12 月１日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進しており、全国各地で様々な「世界エイズデー」イベントが実施されています。
　世界エイズデーイベント RED RIBBON LIVE 2020
　　～Go To 検査！ちなみにハンコいりますか？

◇「和ごはん月間」始まります！
～～11 月は和食を身近・手軽にライフスタイルに取り入れよう～～
＜農林水産省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/wasyoku/201029.html
「和食の日（11 月 24 日）」を含む 11 月を、官民協働の取組である「Let’s！和ごはんプロジェクト」の集中活動月間「和ごはん月間」として、プロジェクトメンバー間の連携企画、各種イベント等を重点的に実施します。

◇11 月はエコドライブ推進月間です！！
＜経済産業省　2020 年 10 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030001/20201030001.html?from=mj
****
[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・第３回　事務所衛生基準のあり方に関する検討会（開催案内）　　11 月 30 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14490.html
（１）第２回検討会での議論の整理
（２）照度基準について
（３）空気環境について
（４）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　11 月６日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7ZbftD66CNk4wzdY
・令和２年度第８回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　11 月６日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7JfetT-7Cdg5wnZY
（１）　個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）　その他
・「第１回　医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議　ワーキンググループ」を開催します
　　11 月２日、非公開
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14426.html
○ワーキンググループの趣旨等について
　　○これまでの経緯等について
　　○整理のポイント（案）について
　　○その他
・第８回薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会　　１１月６日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14512.html
（１）　薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書（２０２０年度版）について
（２）　その他

・食品安全委員会 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第２９回）の開催について　　１１月９日
＜内閣府　2020 年 10 月 29 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_29.html
（１）家畜に使用する亜鉛バシトラシンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について
（２）家畜に使用するスルフォンアミド系合成抗菌剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について
（３）その他
・食品安全委員会 プリオン専門調査会（第１２０回）の開催について　　１１月１２日
＜内閣府　2020 年 10 月 29 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/annai/prion_annai_120.html
（１）スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
（２）牛海綿状脳症（ＢＳＥ）国内対策の見直し（ＳＲＭの範囲）に係る食品健康影響評価について
（３）その他
・地球温暖化対策の推進に関する制度検討会の開催について　　11 月５日、WEB
＜環境省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108597.html
（１）地球温暖化対策の推進に関する制度検討会の開催について
（２）地球温暖化対策を巡る最近の動向について
（３）地球温暖化対策推進法の施行状況及び見直しの視点について
・令和２年度地域における気候変動適応実践セミナー(果樹、九州・沖縄地域)の開催について
11 月 18 日、福岡
＜農林水産省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/201030.html
農林水産省は、長期的な視点が必要になる農林水産業の適応策について、地域における気候変動適応の実践を推進するため、九州・沖縄地域において果樹をテーマにセミナーを開催します。

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　11 月 9 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzrX8lx2ZK_ob4NRY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種順位等について
（２）予防接種施策の見直しについて
（３）報告事項
（４）その他
・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第８回）　　11 月 4 日
＜経済産業省　2020 年 10 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/35565
1. FIT 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について
2. バイオマス発電燃料の食料競合について
3. バイオマス発電のライフサイクル GHG について
・＜食品安全委員会主催講座＞精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル
～ノロウイルス～動画配信のお知らせ
＜内閣府　2020 年 10 月 30 日＞　http://www.fsc.go.jp/koukan/osirase/annai021030.html
（１）食品健康影響評価のためのリスクプロファイル~ノロウイルス~（基礎知識編）
（２）食品健康影響評価のためのリスクプロファイル~ノロウイルス~（事例編）
（３）食品健康影響評価のためのリスクプロファイル~ノロウイルス~（予防編）
＜質問受付期間＞　令和２年１１月１６日（月）１７：００まで

[開催記録、報告、資料等]
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和２年度第７回）議事概要　　10 月 16 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R75Tdtjy4Cts6wbVY
（１）事務局から資料１に基づき個別労災請求事案の概要について説明

（２）個別労災請求事案に係る医学的事項について検討
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会　　９月 30 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h36Nj1ab3aUtN3EVY
（１）審議事項
　食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の設定について
　清涼飲料水の規格基準の改正について
　　１．ミネラルウォーター類の成分規格の改正
　　２．清涼飲料水の製造基準の改正
（２）その他
・東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の現状に関する在京外交団向けの説明会を開催しました
　　10 月 28 日
＜経済産業省　2020 年 10 月 28 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201028006/20201028006.html
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第１回献血推進調査会議事録　９月 10 日、Web 会議
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5Z7XvDayANEwyT9Y
１．令和元年度の献血実績の評価について
２．「献血推進 2020」の評価について
３．その他
****

[12] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて
＜環境省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108622.html
今般、韓国忠清南道天安（チョナン）市において野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されたことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル２」に引き上げます。

・北海道で高病原性鳥インフルエンザ 国内２年半ぶり＜朝日新聞　2020 年 10 月 30 日＞

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・認知症起こす脳内異常たんぱく質を可視化　放医研が検査薬開発　早期発見に道筋＜毎日新聞　2020 年 10 月 30 日＞
加齢などに伴って脳内に蓄積し、認知症を引き起こす異常なたんぱく質を、体外から精度よく可視化する検査薬を開発したと、量子科学技術研究開発機構・放射線医学総合研究所（放医研、千葉市）の研究チームが 30 日、米科学誌「ニューロン」電子版に発表した。認知症には、アルツハイマー病など複数のタイプがあるが、可視化によって疾患を特定するとともに、治療薬の開発に役立つ可能性がある。

◇*その他*

・新規学卒就職者の離職状況（平成 29 年３月卒業者の状況）を公表します
～新規学卒就職者の就職後３年以内の離職率は新規高卒就職者 39.5%、新規大卒就職者 32.8%～
＜厚生労働省　2020 年 10 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3ybL7kBqeLP0c4xNY
厚生労働省は、このほど、平成 29 年３月に卒業した新規学卒就職者の就職後３年以内の離職状況について取りまとめましたので、公表します。
今回の取りまとめにより、新規高卒就職者の約４割、新規大卒就職者の約３割が、就職後３年以内に離職しており、傾向としてここ数年は大きな変動が見られないことが分かりました。
厚生労働省では、新卒応援ハローワーク※1などにおける相談・支援の他、無料相談窓口「おしごとアドバイザー」

※2を通じて、引き続き支援を行っていきます。

※１　新卒応援ハローワーク（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132220.html）は、全都道府県に設置されており、就職活動中の学生に限らず、既卒者（卒業後概ね３年以内の者）を含む新卒者が利用しやすい専門のハローワークです。

※２　おしごとアドバイザー（https://oshigoto.mhlw.go.jp/）は、就職や転職に関するご質問やご相談なら何でも、平日の夜間と土日に電話とメールで何度でも利用できるサービスです。

■ 新規学卒就職者の就職後３年以内離職率（)内は前年比増減

【 大学 】 32.8%（+0.8P）【 短大など 】 43.0%（+1.0P）

【 高校 】 39.5%（+0.3P）【 中学 】 59.8%（▲2.6P）

■ 新規学卒就職者の事業所規模別就職後３年以内離職率

( )内は前年比増減

[事業所規模]	【大学】	【高校】
1,000 人以上	26.5%（+1.5P）	27.4%（+1.4P）
500 ～999 人	29.9%（+0.3P）	32.5%（▲0.6P）
100 ～499 人	33.0%（+0.8P）	38.1%（+0.5P）
30 ～99 人	40.1%（+0.8P）	46.5%（+0.5P）
５～29 人	51.1%（+1.4P）	55.6%（+0.2P）
５人未満	56.1%（▲1.6P）	63.0%（▲１．９P）

■ 新規学卒就職者の産業別就職後３年以内離職率のうち離職率の高い上位５産業

( )内は前年比増減※「その他」を除く

■ 大学		■　高校	
宿泊業・飲食サービス業	52.6%（+2.2P）	宿泊業・飲食サービス業	64.2%（+1.3P）
生活関連サービス業・娯楽業	46.2%（▲0.4P）	生活関連サービス業・娯楽業	59.7%（+1.7P）
教育・学習支援業	45.6%（▲0.3P）	教育・学習支援業	55.8%（▲2.2P）
小売業	39.3%（+1.9P）	小売業	49.5%（+0.1P）
医療、福祉	38.4%（▲0.6P）	医療、福祉	47.0%（+0.5P）

****

[付録]

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

〇マスコミ報道　見出し

・学術会議会長 首相に反論／「幅広く会員選考」学術会議会長、首相に反論…任命拒否は「青天のへきれき」＜読売新聞　2020 年 10 月 29 日＞

・「後任指名はできない仕組み」と反論　学術会議の梶田会長ら初の記者会見＜毎日新聞　2020 年 10 月 29 日＞

・日本学術会議会見　足並みそろわない一幕も　任命見送り問題受け＜産経ニュース　2020 年 10 月 29 日＞

・任命拒否、500 学会の抗議声明を読んで　津田大介氏＜朝日新聞　2020 年 10 月 29 日＞

・学術会議の任命拒否は法律に違反せずと首相＜共同通信　2020 年 10 月 29 日＞

・菅首相、学術会議法の解釈変更を否定　「推薦通りの任命、必ずではない」＜毎日新聞　2020 年 10 月 29 日＞

・首相、女性任命拒否の理由答えず　学術会議、多様性重視主張巡り＜毎日新聞　2020 年 10 月 29 日＞

・菅首相「旧帝国大所属が 45%」　任命拒否、矛盾に言及せず＜共同通信　2020 年 10 月 30 日＞

・首相「差し控える」連発　初の代表質問、議論かみ合わず　ヤジに自ら「静かに」＜毎日新聞　2020 年 10 月 30 日＞

・「菅さん、しどろもどろ」任命拒否された学者が見た国会＜朝日新聞　2020 年 10 月 30 日＞

********** 以上 **********